

『盲導犬情報』 第 12 号 ～認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会 情報誌～
今号の内容

- 1 障害者権利条約と盲導犬ユーザー
- 2 身体障害者補助犬健康管理手帳について
- 3 厚生労働省のリーフレット「医療機関向け ほじょ犬もっと知って BOOK」
について
- 4 盲導犬ユーザーのコーナー
「盲導犬の存在とは…？」 群馬県 阿藤純子
- 5 盲導犬情報ボックス
○盲導犬に関する文献
○認定NPO法人全国盲導犬施設連合会からのお知らせ
- 6 編集後記

1 障害者権利条約と盲導犬ユーザー

2013（平成 25）年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、2016（平成 28）年から施行されます。

この法律は、障がいのある人もない人も、ともに基本的人権を有する個人として尊重され、障がいのある、なしによって分け隔てられることのない社会を実現するために作られた法律です。

2010（平成 22 年）11 月、障がい者制度改革推進会議に差別禁止部会が設置され、部会の中で議論が重ねられ、その翌年の 9 月にまとめられた意見を元に制定されました。

この法律により、政府は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を定めなければなりません。そして、行政機関・事業者は

- ・「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」

- ・「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない」

となっています。

ここでいう「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」としています。

また、国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別を解消するための支援

措置」として

- ・「障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る」こと

- ・「障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行う」こと

など、すべきことについても明記しています。

つまり、「見えないから」「聞こえないから」といった理由や、「車いすを利用しているから」「盲導犬ユーザーだから」ということを理由として施設の利用を拒否するなどの「不当な差別的取扱い」、施設や設備を慣行上の理由から障がいのある人にも利用しやすいよう変更することを認めないといった「合理的配慮を行わないこと」といった差別を禁止しているのがこの法律というわけです。

一方、2006年12月、国連総会において「障害者権利条約」が採択されました。この条約の策定過程では、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」とのスローガンのもと、世界各国から障がい者が集まり、議論を重ね、意見を反映させていきました。

日本政府は2007年9月に署名しましたが、国内法の整備が必要だったこと等の理由により、すぐに批准はしませんでした。というのも、国際条約を批准した場合、その条約は「憲法の下位、一般法律の上位」に位置するものと解釈されます。国内の一般法律より国際条約の方が強い効力をもつわけです。そこで、日本では、条約批准の前に、障害者基本法の改正や、障害者総合支援法・障害者虐待防止法・障害者差別解消法の成立など、国内の制度改革を行ってきました。その上で、昨年12月の国会で「障害者の権利に関する条約の締結について」の件を承認、今年1月20日に批准したのです。

障害者権利条約は、障がいのある人に対して特別な権利を保障するためのものではありません。障がいのない人と平等で公平な権利を持つことを確認し、そのためのすべきことを明らかにしている条約なのです。

そして、この条約を批准したということは、世界に対して「障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束」したことになるのです。

ところで、障害者権利条約第9条「施設及びサービス等の利用の容易さ」では、

「2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。」として、

そのうちの(e)項に、「公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること」とあります。これが唯一、補助犬に関して述べられている部分と言えるでしょうか。

法律にも条約にも、特に補助犬を使用することについて特記されたものはありません。しかし、「補助犬を使用していること」が社会的障壁にならないよう社会を変えていくために、障害者差別解消法も障害者権利条約も、ユーザーにとっては大切なものだと言えるでしょう。批准した条約をどう社会に浸透させていくか、これらの法律や条約をどう活かしていくか、まずはこれらの内容をよく知っておくことが必要です。

これらの内容については、以下のホームページから全文を読むことができます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」内閣府ホームページ
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」外務省ホームページ
http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

2 身体障害者補助犬健康管理手帳について

身体障害者補助犬法施行規則第十二条第二項により、補助犬使用者は、「身体障害者補助犬健康管理記録」を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示することになっています。ほとんどの盲導犬ユーザーの皆様は、盲導犬の健康管理を手帳に記録していると思いますが、このたび住友生命保険相互会社様から「身体障害者補助犬健康管理手帳」を寄贈いただきましたので、ご活用ください。

住友生命保険相互会社様が作成したものは、クリーム色の表紙にビニールカバーがついた縦が約 13 センチ、横は約 9 センチのもので、48 ページあります。

表紙には、「身体障害者補助犬健康管理手帳（身体障害者補助犬法第 12 条第 2 項で定める書類）」とあり、点字で「シンタイ ショウガイシャ ホジョケン ケンコウ カンリ テチョウ」とシールが貼ってあります。点字シールの下には、当連合会の名称、住所、電話番号などの連絡先を掲載しました。

1 ページ目には、以下の事項を書き込むようになっています。

- ・犬の名前・性別
- ・犬種
- ・犬の生年月日
- ・狂犬病予防法に基づく登録番号
- ・避妊・去勢日
- ・毛色・毛質
- ・使用者の名前
- ・マイクロチップ番号（使用の場合のみ）
- ・認定番号
- ・認定年月日
- ・指定法人の名称
- ・指定法人の住所及び連絡先

2 ページ目は、狂犬病ワクチン接種の記録ページです。0才から12才まで記録が書けるようになっています。

3 ページ目はワクチン接種の記録ページです。こちらも1歳未満から12才までの記録が書けるようになっています。

4 ページから7 ページは、フィラリア、ノミ・ダニ駆除の記録が書き込めるようになっています。

8 ページは、「獣医師による健康管理記録（認定時直近の記録）」で、認定時直近の検診年月日、認定年月日、検診結果、体重と体温、獣医師名（押印）、診療機関名、住所を記載する欄があります。

9 ページから44 ページも、「獣医師による健康管理記録」ですが、1 ページに2 回分、受診した日・体重と体温・獣医師名（押印）・診療機関名・住所を記載する欄があり、合計72 回分を記録できるようになっています。

45 ページから48 ページは「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康ガイドライン（抄）」を掲載しています。その内容は次の通りです。

身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン（抄）

平成13年度厚生科学特別研究 「補助犬の衛生ガイドライン研究班」

主任研究者：東京農工大学 山根義久教授

(1) ガイドライン策定の目的

身体障害者補助犬の使用にあたり、当該犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生防止のため、犬を清潔に保ち、他者に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防することを目的として本ガイドラインを設定する。

【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとする。

1) 問診

補助犬の飼い主から当該犬の一般状態等を聴取し、特に前回の健康診断以降の異常の有無について調査する。

この際、「身体障害者補助犬健康管理手帳」を活用する。

2) 視診

補助犬の全身について視診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、元気の有無、体格、食欲、栄養状態、姿勢、歩様、感覚の状態、被毛の状態、天然孔の異常の有無等とする。

3) 触診

補助犬の全身について触診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、皮膚および被毛、体表リンパ節、関節、指趾端の状態等とする。

4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部について指々打診を行い、異常の有無を観察する。すなわち、打診部位を手指により叩打し、その際の振動音、すなわち打診音を聴取する。

5) 聴診

補助犬の主として胸部および腹部の聴診を行い、異常の有無を観察する。

聴診の主たる対象は以下の各項目とする。

[1] 心臓

心拍動のリズムの変化、心内雑音の有無、心膜の摩擦音の有無等

[2] 呼吸器系

喉頭、気管、気管支および肺胞から発する音、胸膜の摩擦音等

[3] 消化器系

消化管の蠕動音等

6) 体温、脈拍数、呼吸数の計測

補助犬の体温、脈拍数、呼吸数の計測を行い、一般的正常値からの逸脱の有無を検討する。

7) 血液学的検査

実施が推奨される血液学的検査項目は、以下のとおりとする。

[1] 血球数またはヘマトクリット値

[2] 白血球数

[3] 犬糸状虫マイクロフィラリア

8) 糞便検査

実施が推奨される糞便検査項目は、以下のとおりとする。

[1] 理学的性状

糞便量、色調、水分含有量（下痢の有無）、臭気、未消化物および異物等の混在の有無

[2] 寄生虫学的検査

原虫の栄養型、シスト、オーシスト、蠕虫卵、幼虫、成虫、糸虫の片節

【二次検査】

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施する。

1) 血液生化学的検査

実施が推奨される血液生化学的検査項目は、以下のとおりとする。

[1] グルコース

[2] 尿素窒素

[3] 総蛋白

[4] アラニンアミノトランスフェラーゼ（グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ）

[5] 犬糸状虫成虫循環抗原

[6] 抗レプトスピラ抗体

2) 尿検査

実施が推奨される尿検査項目は、以下のとおりとする。

[1] 理学的性状

尿量、色調、混濁度、濃度、粘稠性、臭気、比重、pH

[2] 化学的性状

糖質、蛋白質、血色素（潜血）、ウロビリノゲン、ケトン体、亜硝酸塩

3) 糞便検査

下痢、血便等が認められた場合には、糞便の細菌検査等を実施する。

【精密検査】

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に応じてさらに種々の精密検査を実施する。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて適宜に選択する。

【実施すべき予防接種】

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは、以下のものとする。

これらのワクチンの接種頻度は、1年1回とする。

- 1) 狂犬病ワクチン
- 2) 犬レプトスピラ病ワクチン
- 3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

【実施が望まれる疾病予防措置】

身体障害者補助犬に対して、少なくとも以下の疾病予防措置を講ずることを推奨する。

- 1) 犬糸状虫症の予防（犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与）
犬糸状虫症予防薬を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。
- 2) ノミおよびマダニの寄生予防
ノミおよびマダニの駆除薬、とくに残効性が高い薬剤を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

手帳の内容は以上です。この手帳は、当連合会加盟の施設に所属する盲導犬ユーザーの皆様には施設よりお渡ししています。ご希望の方は各所属施設へお問い合わせください。その他のお問い合わせは全国盲導犬施設連合会まで（03-5367-9770）

3 厚生労働省のリーフレット「医療機関向け ほじょ犬もっと知ってBOOK」について

私たちが生きていく上で、生活上欠かせない施設に「病院」があります。もちろん盲導犬ユーザーの皆様も、日々医療機関にかかる機会が多いことでしょう。ところが、残念ながら盲導犬同伴での医療機関への受診については、十分とは言えないのが現状です。

昨年、「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」というタイトルのマニュアルが厚生労働省より発行されました。そして今年に入り、さらに厚生労働省では「医療機関向け ほじょ犬もっと知ってBOOK」というタイトルのリーフレットも作成し、関係機関へ配布しました。リーフレットはジャバラ折り、サイズは縦が約15センチ、横は約11センチです。内容には、補助犬は衛生面・行動の管理が万全であること、院内での受け入れについてや受け入れ体制づくりのヒント、実際に補助犬同伴者を受け入れた病院の事例などが載っています。かわいいイラストも入っている大変わかりやすいリーフレットです。

厚生労働省ホームページにPDF版とテキスト版、どちらも用意されています。

ぜひ皆様もご一読されてみてはいかがでしょうか。

4 盲導犬ユーザーのコーナー

「盲導犬の存在とは…？」 群馬県 阿藤純子

時間が経つのは早いもので、失明してから18年、盲導犬と生活を始めて12年が経過しています。私が失明をしたのは、大学を卒業する頃でした。自分の夢に向かい確実に進んでいました。失敗して落ち込んだり悩んだりすることも多々ありましたが、「夢の実現のため」と、プラスに捉え、充実した楽しい生活を送っていました。そんな生活を送っている自分のことが大好きでした。

しかし、失明をし、夢を喪い、さらには、日常生活の多くのことが思い通りに出来なくなりました。毎日、失明した悲しさや何も出来ない悔しさしか感じられず、うれしさや楽しさを心から感じることもなくなりました。「死んでしまいたい。」と、生きている価値も喪いそうでした。そんな私が盲導犬と生活する事になりました。

12年前というと、未だ盲導犬に対する認識が薄く、盲導犬と行動をとり、共に生活することは、良いことだけではなく、涙を流すこともありました。「アリス」という子と生活をしていましたが、アリスは、私が落ち込んでいる姿を眼にすると、「これ貸してあげるから元気出して」と言っているかのように、自分のぬいぐるみやミルクキーを持ってきてくれました。そんなアリスの態度は、悲しさをうれしさに変えてくれました。盲導犬は、道を歩く時は、私の命を守り、普段の生活では心を守ってくれています。

盲導犬とは旅行によく一緒に行きます。旅行では、普段、余り乗ることの無い飛行機や船、ゴンドラ等にもよく乗ります。でもどんな乗り物に乗っても、どんな場所に行ってもその場に適応し、冷静です。でも、一度だけパニックを起こしたことがあります。

それは、沖縄に行った時のことです。少人数乗りの小さめな水牛車に乗り、海を通り、少し離れた小島までの往復でした。20から30人乗りの水牛車の時は、いつも通りだったのですが、その小さめな水牛車を見たたん、少し緊張しているようでした。水牛車に乗るとすぐに頭を下げ、床にこすれるくらいの低姿勢で、「ごめんなさい。」と必死に謝っているようにその場をくるくる回り始めました。「どうしたの？静かにして。」と、身体を触ったり、なでたりし、1、2分後、ようやく落ち着きました。島までの往復が終わり、水牛車から降りようとする「急いで」と私を思い切り引っ張り、その場から少し離れた場所で落ち着きました。

言葉を話してくれないので、原因は分かりませんが、水牛車は、水牛にハーネスをつけ車を引かせるのですが、その姿を見て、自分もあれをすると勘ちがい

したのか、水牛車に乗るとちょうどすれ違う水牛車の水牛の目線と同じ高さになるので、眼があった時に「次は君の番だよ。」と言われたのか、想像するしかありません。その時は、かわいそうなことをしたなと思いましたが、後にこのような想像するとなんだか笑ってしまいます。

盲導犬と生活するようになり、私は、心からうれしさや楽しさを感じる事が出来るようになりました。盲導犬の存在により、私は、「生きている価値」を取り戻しつつあるのかもしれない。

5 盲導犬情報ボックス

○盲導犬に関する文献

2013年1月から2014年2月に発行された盲導犬について書かれた書籍や盲導犬が登場する書籍、盲導犬について取り上げている論文等を調べてみましたので、ご紹介します。なお、大学や学会などで発表された論文については、なかなか把握できなかったため、他の文献をご存じの方はぜひお知らせください。

【書籍】

『ふりふりが空から降りてきた』 セア まり（燦葉出版社）
2013年06月 【音声デジター着手・点字データ】

『盲導犬不合格物語』 沢田俊子（講談社） 2013年06月

『赤い首輪 元盲導犬ゼナの回想録』 河相典男（文芸社）
2013年07月 【音声デジター着手・点字データ】

『きみと歩けば…』 出口すみ子（著）出口汪（監修）（水王舎）
2014年02月 【点字データ着手】

【一部、盲導犬が取り上げられている書籍】

『最後の一日 - 3月23日 - さよならが胸に染みる 10の物語』 リンダボックス編集部（編）（泰文堂）2013年11月

【コミック】

『ハッピー!ハッピー♪ <5> BE LOVE KC』
波間信子（講談社） 2013年08月

『ハッピー!ハッピー♪ <6> BE LOVE KC』
波間信子（講談社） 2014年02月

【雑誌】

『点字民報』8月号～12月号
「盲導犬ユーザー日記」 田中 章治
全日本視覚障害者協議会 2013年8月～12月

『リハビリテーション』通巻557号 [特集 深めよう補助犬への理解]
「盲導犬の育成-交通事業者ができること-」 神戸市交通局 柴山 雅弘
鉄道身障者福祉協会 2013年10月

【論文】

『盲導犬用トイレの利用と設備に関する研究』
永松 義博，杉本 和宏
収録刊行物：日本福祉のまちづくり学会論文集 15(1) 2013年03月

『住宅業者における身体障害者補助犬法の周知と補助犬の受け入れ』
甲田 菜穂子，松中 久美子
収録刊行物：日本補助犬科学研究 6(1) 2013年11月

○認定NPO法人全国盲導犬施設連合会からのお知らせ

(1) 2013年度資格認定事業の実施状況

全国盲導犬施設連合会では、盲導犬希望者が全国どこの施設から盲導犬の貸与を受けても、ほぼ一定水準の盲導犬や歩行指導などのサービス提供が得られるよう、盲導犬を育成する「盲導犬訓練士」と、盲導犬希望者へ盲導犬との歩行や生活を指導する「盲導犬歩行指導員」の資格認定事業を2007年度より行っております。2013年度は、筆記・実技試験を行った結果、6名の盲導犬訓練士、4名の盲導犬歩行指導員、合計10名の資格認定を行いました。

(2) 2014年度のポスターと『デュエット』について

盲導犬普及活動の一環として、毎年ポスターと『デュエット』という機関誌を作成・発行しています。
2014年度のポスターは、緑色と黄色です。上半分は、目をつぶった白いうブラドル犬の子犬が上を見上げている写真が大きく写っています。

ポスターのキャッチコピーは「たくさんの愛情に包まれて・・・ 盲導犬は育ちます」です。

子犬の写真の下には次のような文章が縦書きで書いてあります。

いつでも、自由に外出したい・・・

盲導犬は、目の不自由な人たちのそんな願いをサポートしてくれます。

盲導犬と一緒に、自分の好きな時間に安全に外出をすることができます。

1頭の盲導犬が育つまでには、たくさんの人々の愛情と協力が必要です。どうぞ皆様の力を貸してください。

この文章の左側には「盲導犬募金へのご協力をお願いします」という文字と、ハーネスを付けて伏せている白いラブラドル犬の写真が入っています。

機関誌『デュエット』の表紙は、ポスターと同じ写真になっています。今回の『デュエット』は「盲導犬の一生」を特集しています。盲導犬の誕生から引退までを丁寧に描き、手に取った読者の方が盲導犬への理解を深めるきっかけとしていただける内容を目指しました。

1頭の盲導犬の誕生から引退は、さまざまな人の支援により支えられていますが、盲導犬育成には、どのような人たちが関わり育てているのか、より詳しく伝える為に繁殖犬飼育ボランティア、パピーウォーカー、盲導犬訓練士、盲導犬歩行指導員、盲導犬ユーザー、引退犬飼育ボランティア、キャリアチェンジ犬飼育ボランティアの皆様にご協力いただいたコメントも掲載しています。全国盲導犬施設連合会加盟施設、そして盲導犬ユーザー、ボランティアの皆様のご協力の元、作成しました。

機関誌デュエットとポスターは、全国盲導犬施設連合会の募金箱を置いてくださっているスーパーなどで手にすることができます。機関誌は無料で配布しておりますが、置いてあるお店が近くにない場合は、連合会事務局（電話：03-5367-9770）にお問い合わせください。また、デュエットは、当連合会のホームページにPDF版も載っています。

(3)「ぼくも一緒 みんなも一緒」リーフレットをご活用ください。

前号でもご紹介しました、ユーザーが盲導犬の同伴入店拒否に遭った際などに配布する携帯用リーフレット「ぼくも一緒 みんなも一緒」は、在庫のご用意がまだまだたくさんあります。

今号でもご紹介しました、住友生命様作成の補助犬健康管理手帳よりも一回り小さいサイズで、手帳とあわせての携帯に大変便利です。盲導犬ユーザーの皆様へ、ぜひご活用いただきたいと思いますので、お気軽に全国盲導犬施設連合会（03-5367-9770）へご連絡ください。盲導犬ユーザーの皆様へ無料で送付いたします。

また、どのような内容なのかを具体的にお知りになりたい方は、リーフレットの内容を掲載している盲導犬情報 11 号をご参照ください。11 号は、当連合会のホームページにテキストデータがあります。

6 編集後記

今年に入り、各地で大雪が観測されました。雪は冷たい、滑る、交通機関も乱れる、さらに都内に積もる雪はなんとなくべちゃべちゃしていて歩きづらく、綺麗ではありません。大人にはあまり嬉しくないことばかりですが、街中のふとしたところに可愛い雪だるまや、かまくらが登場し、「子どもの頃は雪が嬉しかったな」という懐かしい感情も湧きあがりました。皆様はいかがお過ごしになられたでしょうか。

『盲導犬情報』 第 12 号 ～認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会 情報誌～

■発行責任者 田上 昭一

■編集責任者 篠田 林歌

■編集 認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会盲導犬情報室

〒621-0027 京都府亀岡市曾我部町犬飼末ヶ谷 18-2

(公財) 関西盲導犬協会内

電話：0771 (24) 0323 FAX：0771 (25) 1054

■発行 認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会

【会員団体】(公財)北海道盲導犬協会 (公財)東日本盲導犬協会 (公財)日本盲導犬協会 (社福)中部盲導犬協会 (公財)関西盲導犬協会 (社福)日本ライトハウス (社福)兵庫盲導犬協会 (公財)九州盲導犬協会

〒162-0065 東京都新宿区住吉町 5-1 吉村ビル 2 階

電話：03 (5367) 9770 FAX：03 (5367) 9771

<http://www.gd-rengokai.jp/>

E-mail：gd_rengokai@peach.ocn.ne.jp

■協力 社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会

■発行日 2014 年 3 月 31 日

『盲導犬情報』は、制作費の一部を伊藤忠食品株式会社よりご助成いただき作成しました。